

佐賀県外の私立高等学校等の生徒の保護者等（佐賀県内在住）のみなさまへ

令和7年度 佐賀県私立高校生等奨学給付金のご案内

制度概要

生徒の授業料以外の教育費に充てるための返済不要な給付金です

佐賀県では、私立高等学校等に在学する生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、佐賀県内に在住する住民税所得割が非課税の世帯の保護者等に対し、「奨学給付金」を支給します。

1 支給要件

令和7年7月1日時点において、次の要件をすべて満たしている者

- ①私立高等学校等（＝就学支援金又は専攻科生徒への修学支援の支給対象校）の生徒の保護者等であること
- ②下表の所得要件等に該当すること（**令和7年度（令和6年分）**の課税証明書等で確認を行います）
- ③保護者等が、佐賀県内に住所を有していること
- ④生徒が、休学していないこと（※）
- ⑤児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではないこと

※令和7年7月1日現在で休学をしている生徒については、令和7年12月1日までに復学した場合に限り支給の対象とします。

※①から⑤の要件を満たしている場合でも、対象外となる場合があります。

2 支給額

※今年度、新入生に対する前倒し支給（年額の1/4）を受給された方で、残額【A】の支給を希望される場合は、あらためて申請をお願いします。

所得要件等（専攻科以外）		支給額 （年額）	前倒し支給の受給者の場合 （年額の3/4）【A】
生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600 円	39,450 円
非課税世帯※	全日制・定時制	152,000 円	114,000 円
	通信制	52,100 円	39,075 円

※保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が0円である場合を非課税世帯という。以下同じ。

所得要件等（専攻科）		支給額 （年額）	前倒し支給の受給者の場合 （年額の3/4）【A】
非課税世帯 （生活保護（生業扶助）受給世帯を含む）		52,100 円	39,075 円
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が	105,500 円未満の世帯	10,420 円	7,815 円
	264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯		

令和 7 年度は、以下のとおり佐賀県独自の上乗せ給付があります。

○非課税世帯

- ・ 全日制・定時制：6,000 円
- ・ 通信制・専攻科：2,000 円

○専攻科のうち、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が

- ・ 105,500 円未満の世帯
 - ・ 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯
- } 400 円

申請手続

給付金を受給するためには、期限までに所定の申請手続きが必要です

1 提出書類

提出する書類は区分の「共通」と該当する世帯（「生活保護（生業扶助）世帯」又は「非課税世帯等」）の書類が必要です。なお、専攻科の方は、下欄の「非課税世帯等」になります。

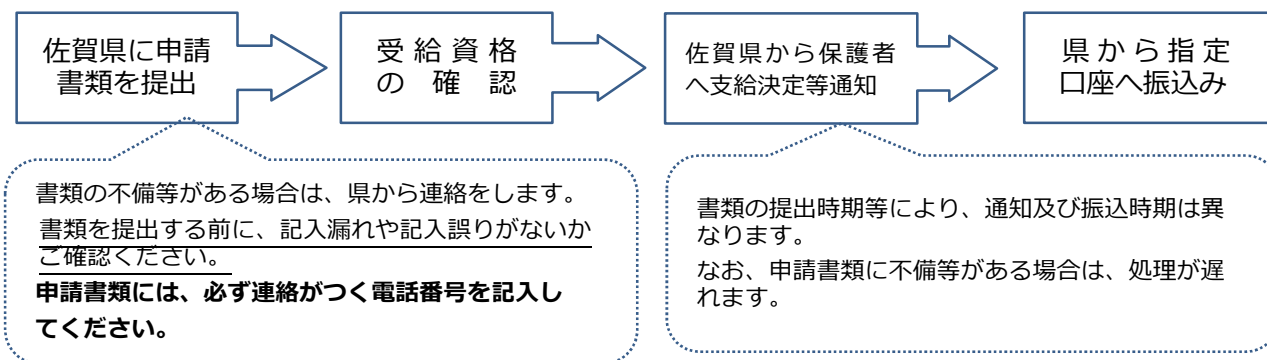
区分	書 類 ※ 申請書等の記入については、別紙「記入例」をご参照ください。
共通	☐ 佐賀県私立高校生等奨学給付金支給申請書〔様式第 1 号〕 ☐ 口座振替依頼書〔様式第 4 号〕 ☐ 在学証明書〔様式第 5 号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要） ☐ （専攻科のみ）個人対象要件証明書〔様式第 16－1 号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要）
生業扶助世帯	☐ 令和 7 年 7 月 1 日現在の「生業扶助」の措置状況を証明する生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書〔様式第 2 号〕（お住まいの市の生活保護担当窓口または県保健福祉事務所で取得してください。なお、当該様式以外でも、生活保護者であることを証する書類に生業扶助の記載がある場合には、代用可。）
非課税世帯等	☐ 保護者等全員分の「令和 7 年度（令和 6 年分）課税証明書の写し」（又は非課税証明書、市町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し等） ☐ 保護者等全員分の個人番号カードの写し等（マイナンバーカード又は通知カード等）（注 1） } いずれか 1 つ必要です ※個人番号カードの写し等は、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書〔様式第 15-1 号〕に貼付してください。 なお、郵送の場合は、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書を郵送で提出する場合の本人確認書類（写）貼付け台紙〔様式第 15-2 号〕をあわせて提出してください。 ☐ （専攻科のうち、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯で申請する場合のみ）扶養親族申告書（様式第 19 号）

（注 1）「通知カード」は、以下の場合には、課税状況を確認する書類として利用できません。

通知カードに代わって個人番号が記載された住民票を提出してください。

- ・ デジタル手続法の施行日（令和 2 年 5 月 25 日）前までに改姓や転居等により変更があり、かつ、同法施行日前に変更手続きがとられていない場合。
- ・ デジタル手続法施行日以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合。

2 支給の流れ



3 申請期限

令和7年9月30日（火曜日）

- ※ 申請期限までに、下記提出先へ、郵送又はご持参ください。
- ※ 期限までに申請がない場合は、給付できないことがあります。

4 提出先

提出先住所 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室（新館5階） 宛

*** 個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。**

5 注意事項

- 1 事実と異なる内容の申請により、本来受け取ることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課せられます。
- 2 給付金は、生徒の教育費に使用してください。

問合せ先

申請等でご不明な点等ある場合は、下記へお問い合わせください

佐賀県総務部法務私学課私立中高・専修学校支援室
電話 0952-25-7464